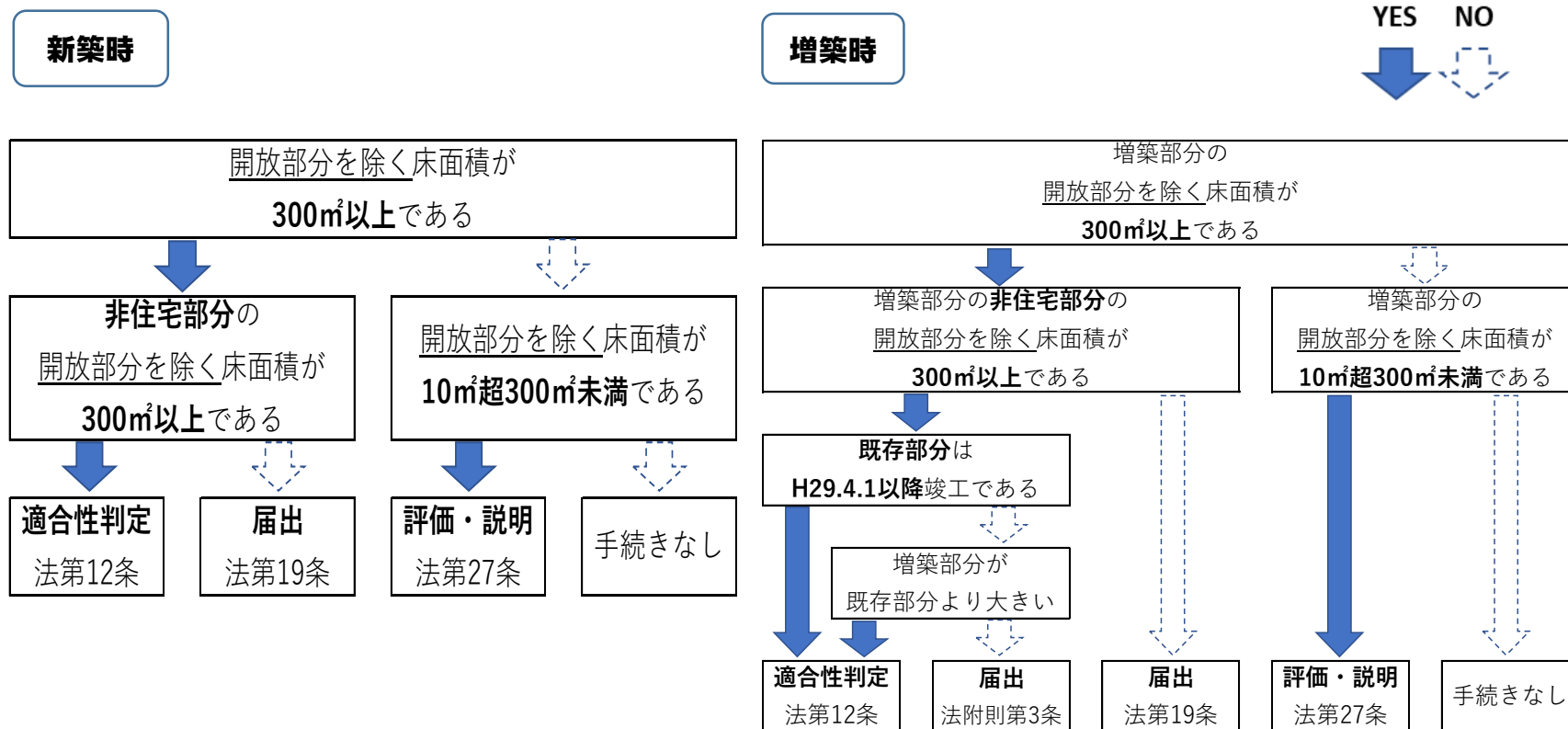


# 建築物省エネ法手続チェックフロー

※2021年4月1日以降



※開放部分とは、床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が1/20以上を有する空間を指します。  
(令第4条)

※建築確認を要しない地域（都市計画区域外など）に建築する場合でも、適合義務制度や届出義務制度、説明義務制度の対象となる。